

(商標法の改正に伴う経過措置)
第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」といふ。)第百六条の二第三項、商標法第十七条の二第二項において準用する新商標法第十七条の三第一項及び新商標法第四十五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に商標法第十六条の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」といふ。)の贈本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の贈本の送達があつた場合については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は同日前に納付すべきであつた登録料(第四条の規定による改正前の商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により当該登録料を分割して納付する場合を含む。)若しくは個別手数料については、新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項後段及び第二項後段、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新商標法第四十四条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に贈本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する商標法第四十四条第一項の審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に贈本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する同項の審判の請求については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第七条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第七條第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(昭和六十二年改正法の一部改正)

第八条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」といふ。)の一部を次のように改正する。
附則第三条第三項の表下欄中「千七百円」を「千五百円」に、「千円」を「千円」に、「五百円」を「四百円」を、「四千八百円」に、「三千三百円」を

「二千九百円」に、「一万六千二百円」を、「一万四千三百円」に、「一万円」を、「八千八百円」に、「五千四百円」を、「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を、「二万九千六百円」に改める。
(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される第一条の規定による改正前の特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される新特許法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」といふ。)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を、「七千五百円」に、「五千六百円」を、「四千九百円」に、「一万三千五百円」を、「一万九千九百円」に、「八千四百円」を、「七千四百円」に、「二万七千円」を、「二万三千八百円」に、「一万六千八百円」を、「一万四千八百円」に、「五万四千円」を、「四万七千五百円」に改める。
(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正)

第十一条 附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される次条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第一条の規定による改正前の特許法(以下「平成十五年旧特許法」といふ。)第百七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九條の規定によりその納付が

猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される次条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第一条の規定による改正前の特許法(以下「平成十五年旧特許法」といふ。)第百七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 平成十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第百七條第一項の表下欄中「一万三千円」を、「一万四千四百円」に、「千円」を、「千円」に、「二万三千円」を、「一万七千九百円」に、「千六百円」を、「千四百円」に、「四万六千円」を、「三万五千八百円」に、「三千二百円」を、「二千八百円」に、「八万二千二百円」を、「七万六千六百円」に、「六千四百円」を、「五千六百円」に改める。
(平成十五年旧特許法の一部改正)

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第百七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第百七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)
第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十三号(中)又は通常実施権の設定又は保存の登録(を「仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。)(又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。))の設定又は保存の登録(仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用

実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為が定められた範囲内において受けるものを除く。)に改める。
財務大臣 額賀福志郎
経済産業大臣 甘利 明
内閣総理大臣 福田 康夫

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
御名 御 璽
平成二十年四月十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

法律第十七号
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
御名 御 璽
平成二十年四月十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

附則第三項中「平成二十年五月十六日」を平成二十五年五月十六日」に改める。
(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十年六月三十日」を平成二十五年六月三十日」に改める。
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して、第二條次に掲げる法律の規定中「平成二十年五月十六日」を「平成二十五年五月十六日」に改める。
一 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十六号)附則第二項の表及び第四項
二 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)附則第六項
三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)附則第二項
財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舩添 要一
国土交通大臣 冬柴 鐵三
防衛大臣 石破 茂
内閣総理大臣 福田 康夫